

## 建築物エネルギー消費性能基準等のあり方に関するご指摘等

### 1. 国会審議

#### ○総論

- ・長期戦略や長期戦略を反映した地球温暖化対策計画等の見直しを踏まえて、適合義務化の対象の拡大・省エネ基準の合理化・省エネ基準の見直しを含め、さらなる省エネ対策の充実に向けた検討を進める。

#### ○説明義務制度の創設

- ・説明義務の創設に関して、気候風土適応住宅に対する省エネ基準の緩和措置について、建築物省エネ法に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針に明確に記述。
- ・省エネ基準の適否を簡易に判断できる計算シートの整備。
- ・伝統的構法を採用した住宅における省エネ効果等のデータも活用しながら、土塗り壁ど、緩和対象とする住宅の仕様を行政庁に例示。

#### ○届出義務制度の審査手続の合理化

- ・指示等の対象とする物件の考え方、指示に関する手続の進め方を示したガイドラインの策定・公表。

#### ○住宅トップランナー制度の対象拡大

- ・トップランナーの基準について、民間の専門家の知見を生かしながら制定。

#### ○その他

- ・壁面緑化、屋上緑化や植栽等の周辺の緑化による省エネルギー効果について、引き続き調査研究を実施。
- ・木質ペレット等の一次エネルギー量ベースでの消費量の算定に必要なデータの収集、蓄積。

## 2. 附帯決議

### ○届出義務制度の審査手続の合理化

- ・届出制度の審査手続の合理化を踏まえ、制度を運用する地方公共団体に指針を示す等により、省エネ基準不適合物件への指示・命令等がよりの確に行われるよう促すこと。  
(衆・参)

### ○説明義務制度の創設

- ・説明義務制度等が円滑に導入されるよう、省エネ基準の簡素化等を進めるとともに、省エネ基準や省エネ改修に関する技術等に係る中小工務店等向けの講習会等の実施を積極的に推進すること。(衆・参)
- ・地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。(衆・参)

### ○その他

- ・住宅・建築物単体の省エネ性能の向上に併せて、植栽等の建物周辺の緑化を進めることによる省エネ効果に関する調査研究を推進すること。(衆・参)
- ・地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準では評価手法が確立されていない技術について、適切な評価手法を検討すること。(衆・参)

### 3. 第二次答申

#### ○届出義務制度の審査手続の合理化

- ・基準不適合物件等への対応に係るガイドラインを策定し、所管行政庁が、地域の実情等を踏まえ適確に制度を運用できる環境整備を行う必要がある。

#### ○説明義務制度の創設

- ・小規模住宅・小規模建築物において建築士から建築主に対する説明義務制度を創設するにあたって、全ての中小の工務店や設計事務所等が省エネ基準等に習熟することが必要である。このため、省エネ基準等の大幅な簡素化について検討する必要がある。
- ・伝統的構法の住宅については、断熱化しづらいなど省エネ基準への適合が困難な場合があることを踏まえ、省エネ基準の合理化について検討する必要がある。

#### ○トップランナー制度の対象拡大

- ・注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う住宅事業者を住宅トップランナー制度の対象に追加し、これらの事業者が供給する住宅の省エネ性能の実態等を踏まえた適切な水準の基準を設定するとともに、報告手続が煩雑とならないよう留意の上、その取組を促進することが適当である。

#### ○その他

- ・快適性等の観点から市場に流通している床暖房等の省エネ基準における取扱について検討を進める必要がある。
- ・地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術について、適切な評価手法の検討を進める必要がある。
- ・ZEH、ZEB、LCCM住宅など、特に省エネ性能の高い住宅・建築物であることが適切に評価できるよう、これらの住宅・建築物に導入される蓄電池など、現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術について、適切な評価手法の検討を進める必要がある。
- ・既存の住宅・建築物の省エネ性能を簡易に診断・評価する手法を確立するための検討を進めるとともに、エネルギー使用量の実績値に基づき省エネ性能を評価する手法についても検討する必要がある。

#### 4. 第二次答申案のパブコメ（主な意見を抜粋）

##### ○説明義務制度の創設、届出義務制度の審査手続の合理化

###### ✓分かりやすい・使いやすい基準の簡素化を確実に実施すべき（19件）

- ・建築士による省エネ基準への適否等の説明義務を行う制度の創設と、省エネ基準等の大幅な簡素化については、小規模住宅・小規模建築物の省エネ基準への適合率を高める施策の両輪であるため、省エネ基準等の大幅な簡素化の確実な実施をしていただきたい。その際、中小工務店が扱い易くすることを目指し、基準への適否判断をする方法の簡素化と、UA 値、BEI 等の性能値を算出する方法の簡素化、それぞれでの措置をすることでの検討をしていただきたい。
- ・大規模集合住宅の適合性判定の施行は見送りとなったが、届出においても検討が必要と思われる事項を以下に記す。／全住戸標準入力法だけでなく、モデル建物法（集合住宅版）のような運用（規模や戸数等に応じて用意する等）／全住戸ではなく代表住戸で計算する方法など／外皮基準適合は、住戸毎ではなく住棟で判断する方法／実装しないエアコンの性能の評価の扱い（一番悪い条件又は現住戸エアコンの移設）／機器の性能変更による再計算の簡素化／間仕切り変更に伴う再計算の簡素化

###### ✓簡素化に反対（3件）

- ・省エネ技術に習熟していない建築士は、基準値を満たすためにより簡便な設計ルートを選択することが予想され、結果的に建築主や住宅購入者の経済的な負担増加につながる懸念が懸念されます。

##### ○説明義務制度の創設

###### ✓沖縄の気候・風土にあった省エネ基準を検討すべき（83件）

- ・冬季でも温暖であり暖房をするほどの寒さではない。無用な断熱性能の向上は建設コストの増大を招く。従って、現行の省エネ基準は、本県のような亜熱帯地域での実情に合っていない。

###### ✓伝統的構法に配慮すべき（8件）

- ・今後の改正により省エネ基準の適否等の説明義務が課された場合、小規模住宅は外皮規定を免除する規定がないので不適合と説明することとなります。このことに配慮して、伝統的構法の省エネ基準の合理化について検討が必要と思います。

###### ✓丸太組構法の省エネ基準の合理化について検討すべき（3件）

##### ○住宅トップランナー制度の対象拡大

###### ✓賃貸アパートの目指すべき水準は慎重に検討すべき（2件）

###### ✓分譲戸建住宅と注文戸建住宅の目指すべき水準は同じものとすべき（2件）

##### ○その他

###### ✓床暖房等について快適性を考慮した基準設定を検討すべき（19件）

###### ✓病院など非住宅建築物の基準値・計算条件を見直してほしい（9件）

###### ✓地域の自然環境、各種コストの実態、個々の周辺環境を加味した省エネ基準を検討すべき（9件）

###### ✓未評価技術の評価できるようにすべき（6件）

- ・開口部の付属部材（外付けロールスクリーン、オーニング、外付けブラインド、窓シャッター、ルー

一等)、木質ペレットストーブ等の木質バイオマス設備、地中熱を活用した冷暖房設備等について適切に評価できるようにしていただきたい。

- ✓既存住宅の簡易な診断・評価手法を確立すべき（5件）
- ✓非住宅建築物にも外皮基準を適用すべき（3件）
- ✓局所冷暖房のあり方について検討すべき（2件）
- ✓住宅の省エネ基準の水準を上げるべき（2件）